

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成23年3月18日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

住友不動産株式会社

代表取締役 小野寺 研一

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

京都住友ビル

京都市下京区四条通河原町東入真町68番地

（2）変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
小売業を行う者の の開店時刻及び	開店時刻 10時 (但し年間2日は9時)	開店時刻 7時 (※) 閉店時刻 22時 (※)

閉店時刻	閉店時刻 21時	※ 但し営業時間の変更は地下1階のみ
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	8時から19時まで	6時から22時まで

(3) 変更年月日

平成23年4月27日

3 届出年月日

平成23年2月28日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成23年3月18日(金)から平成23年7月19日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成23年7月19日(火)

(産業観光局商工部商業振興課)